

議提第13号

「議案第79号」北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議

会議規則第14条の規定により、「議案第79号」北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和2年9月29日 提出

提出者	北本市議會議員	松 島 修 一
賛成者	北本市議會議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議會議員	日 高 英 城
賛成者	北本市議會議員	高 橋 伸 治
賛成者	北本市議會議員	渡 邊 良 太
賛成者	北本市議會議員	岸 昭 二

北本市議會議長 滝瀬光一様

「議案第 79 号」北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議

本条例の全部改正は、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであるが、改正後の条例案第 3 条は、厚生労働省令が定める基準をもって本市の基準とするとしている。

厚生労働省令が定める基準の一部は参酌基準であることから、厚生労働省令が定める基準が改正された場合には、その基準が本市においても適當かどうか改めて判断する必要があるが、本条例が施行された場合には、厚生労働省が定める基準が改正された場合で、市長がこれを適當と判断した場合には、条例改正の議案が議会に提出されないこととなる。

よって、議会にも厚生労働省令が定める基準が適當であるかどうかを判断する機会を与えるため、本条例施行後、厚生労働省令が定める基準が改正された場合には、速やかに議会に報告することを求める。

以上、決議する。

令和 2 年 9 月 29 日

北本市議会